IV 平成22事業年度決算に対する監事の意見書 及び会計監査人の報告書

平成22事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成22事業年度の財務諸表及び決算報告書について、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき監査を行った結果、その内容は、いずれも適正かつ正確に処理されており妥当であることを認めます。

平成23年6月27日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

監 事 大塚博

監事村岡功

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

独立行政法人 日本スポーツ振興センター 事 長 小 野 清 子殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第5期事業年度及び第8期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第4期事業年度、第6期事業年度及び第7期事業年度の会計に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬立びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人的部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

- 問者による不正及の誤診又は選出行為の有無について息見を述べるものではない。 監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。 (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの投票勘定、災害共済給付勘定、免責特約勘定 及び一般勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。) 並びに 法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認めら れる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フ ローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表

ローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
(3) 事業報告書(第5期及び第8期事業年度の会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
(4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上